

## 議案第 8 1 号

### 羽生市情報公開条例の一部を改正する条例

羽生市情報公開条例（平成 1 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、<u>消防長</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(非公開とする情報)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときは、公開しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項を</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(非公開とする情報)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときは、公開しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項を</p>

いう。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(2)～(6) (略)

(部分公開等)

第6条 実施機関は、情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る情報に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報を公開しなければならない。

2 (略)

(請求方法)

第8条 第4条の規定により公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記入した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 公開請求に係る情報の件名又は内容

(3) (略)

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開する旨を決定したときは、当該公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、書面により通知しなければ

いう。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

(2)～(6) (略)

(部分公開等)

第6条 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報を公開しなければならない。

2 (略)

(請求方法)

第8条 第4条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 公開の請求に係る情報の件名又は内容

(3) (略)

(請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する公開の可否を決定しなければならない。

ならない。

- 2 実施機関は、公開請求に関する情報の全部を公開しないとき（第7条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に関する情報を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、公開しない旨を決定し、請求者に対し、書面により速やかに通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により公開請求に係る情報の一部を公開しないとき、又は前項の規定により公開請求に係る情報の全部を公開しないときは、請求者に対し、前2項の書面にその理由を記入しなければならない。
- 4 実施機関は、第6条第2項の規定により、公開請求に係る情報の全部を公開しない旨の決定をしたときの情報又は情報の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が、期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、前2項の書面にその旨を記入しなければならない。

（公開決定の期限等）

- 第9条の2 実施機関は、前条第1項又は第2項の規定による決定（以下「公開決定等」という。）は、当該請求を受けた日から14日以内に当

- 2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、前条に規定する請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、前条の規定による請求を受けた日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により情報の公開をしない旨の決定（第6条第1項の規定により公開の請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合、第7条の規定により公開の請求を拒否する場合及び公開の請求に係る情報を保有していない場合を含む。）をしたときは、請求者に対しその理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該決定に係る非公開情報が期間の経過により公開することができ、かつ、その期日を明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

該請求に対する公開の可否を決定しなければならない。ただし、実施機関が当該請求に対する請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第9条の3 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日から44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条の4 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る

第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が第5条第2項第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する非公開情報が記録されている場合であつて、当該情報を公開することが公益上特に必要があると認められるとき。

3 実施機関は、前2項の規定により、意見書の提出を求められた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第10条

(公開の実施及び方法)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定により情報を公開する旨の決定又は部分公開する旨の決定をしたと

情報の公開は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により実施するものとする。ただし、閲覧による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該情報の写しにより、これを行うことができる。

(1) (略)

(2) 電磁的記録 視聴、閲覧又は写しの交付。ただし、電磁的記録の種別及び情報化の進展状況を勘案して実施機関が別に定める方法により実施することができる。

(審査会への諮問)

第13条 (略)

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第13条の2 第9条の4第3項の規定は、次の各号に該当する裁決をする場合に準用する。

きは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより閲覧を行うことができるものとする。

(1) (略)

(2) 電磁的記録 記録された情報を紙に出力したものの閲覧又は写しの交付。ただし、録音又は録画に係るものであつて、再生装置により容易に閲覧に供することが可能な場合は視聴、記録媒体を容易に複製することが可能な場合は当該記録媒体の写しの交付ができるものとする。

(審査請求)

第13条 (略)

(1) 公開請求に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する場合を除く。）を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会への諮問）

第16条（略）

（市が出資する法人及び指定管理者の責務）

第17条 市が出資その他の財政上の支出等を行う法人のうち市長が定めるもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨に則して、当該法人の保有する情報及び当該指定管理者の保有する情報であって同法第244条第1項に規定する公の施設の管理に関する情報に関し、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会）

第16条（略）

（市が出資する法人及び指定管理者の責務）

第17条 市が出資する法人のうち市長が定めるもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、この条例の趣旨に則して、当該法人の保有する情報及び当該指定管理者の保有する情報であって同法第244条第1項に規定する公の施設の管理に関する情報に関し、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にあった請求及び申出については、なお従前の例による。

（羽生市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

3 羽生市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては

「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(不開示情報)</p> <p>第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、羽生市情報公開条例(平成13年条例第2号)第5条第2項第1号オに掲げる情報とする。</p>	<p>(不開示情報)</p> <p>第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、羽生市情報公開条例(平成13年条例第2号)第5条第2項第1号エに掲げる情報とする。</p>

令和6年11月26日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明